

裁 決 書

審査請求人

上記代理人

同

同

処分庁

登米市福祉事務所長

審査請求人[]が平成18年[]月[]日付けで提起した生活保護法（昭和25年法第144号）に基づく保護の申請の却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成18年5月2日付けで審査請求人に対してした生活保護法による保護の申請の却下処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成18年5月2日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした生活保護法に基づく保護の申請の却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

扶養義務者からの援助により最低生活維持可能との判断は、実態を無視している。請求人[]と請求人の[]は、一定期間同居したが、[]同居を続けることは不可能であり、また相当額の援助を受けることも不可能である。

第2 認定事実及び判断

1 認定事実

請求人から提出された審査請求書及び反論書並びに処分庁から提出された弁明書及び本件処分に関する書類から、次の事実が認められる。

(1) 請求人は、平成[]年[]月[]日に、処分庁に対し、生活保護法による保護の申請を行った。

(2) 処分庁は、[]年[]月[]日に、請求人宅を訪問し、現地調査を行うとともに、生活保護法の趣旨を説明し、申請の意思を確認した。

(3) 処分庁は、同年4月25日に、請求人の扶養義務者であるAに対し、扶養能力調査を行い、請求人のAの「請求人が家に戻ってきたらこれまでどおりの生活をしたい。」との発言を受け、請求人のAが請求人の世帯を扶養する能力と意思を有していると判断した。

(4) その後、処分庁は、請求人に対し、請求人のAが同居による扶養の意思があることを伝え、請求人のAと話し合うように指導した。このことに対し、請求人は、処分庁による一方的な押しつけと受け止めた。

(5) 処分庁は、同年5月2日にケース診断会議を開催し、協議を行った結果、請求人はAの扶養により最低限度の生活が可能のため、同法第4条第2項の規定により、扶養義務者の扶養が保護に優先して行われるべきであり、保護の要件を欠くものとして申請を却下するとの結論に至った。

(6) 処分庁は、請求人に対し、同年5月2日付けで、扶養義務者等からの援助により最低限度の生活が維持可能との理由で本件処分を行った。

2 判断

生活保護法第4条第1項では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定しており、また同条第2項では、「民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と規定されている。さらに、「生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）」第4では、「要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう、要保護者を指導すること。また、民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させること。この民法上の扶養義務は、法律上の義務ではあるが、これを直ちに法律に訴えて法律上の問題として取り運ぶことは扶養義務の性質上なるべく避けることが望ましいので、努めて当事者間における話し合いによって解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うこと。」とされており、また、保護の申請者が扶養義務者の扶養を受けることを拒否する場合には、扶養の履行を申し出ている者がそれと引き換えに要保護者に対してかなりの努力を必要とするような行為を要求している場合であれば格別、まったく申請者の感情によってこれを拒否しているものと認められるならば、さらに申請者を説得するように努め、なおかつ扶養を拒否するようであれば、同法第4条第1項の要件を欠くものとして申請を却下すべきものとして取り扱われている。

処分庁は、請求人のAに対して行った扶養能力調査において、請求人のAが「戻ってきたらこれまでどおりの生活をしたい。」と話したことから、請求人のAが扶養義務の履行を期待できる能力と意思を有していると判断している。しかし、その具体的な扶養については、請求人のAからの扶養届の「扶養の開始時期」欄に「家にもどってきたら」と記載されているように、請求人の世帯が請求人のAと同居した場合に扶養するというものであり、請求人のAの扶養義務の履行がなされるためには、請求人の世帯が請求人のA宅で同居することが必要となるものである。

また、処分庁は、請求人の世帯が請求人の[]宅で同居しないことについて、請求人
たちと[]の間には[]、話し合いで解決できる余地
があるものと推察されるとし、請求人が[]との[]話し合おうとしていない
ことは、請求人が扶養を受けるための最大限の努力をしているとは言えないことから、
本件処分は生活保護法第4条第2項及び次官通知第4の趣旨に反するものとは言えず、
不当な点はないと主張している。一方、請求人は、処分庁としては、[]

[] まず保護を適用し、経済的、精神的に余裕と落ち
着きを持たせながら、請求人の[]生活保護法の精神
に沿った対応であると主張している。

認定事実及び以上のことから判断するに、請求人の[]が、扶養義務の履行に際し、
請求人の世帯が請求人の[]宅で同居することを前提としたことは、要保護者に対して
かなりの努力を必要とするような行為を要求している場合に該当する可能性が否定で
きず、また、請求人への対応についても、まったく申請者の感情によって扶養を拒否
している場合には該当しない可能性があったにもかかわらず、処分庁においては、本
件処分に当たり、請求人が請求人の[]との同居を拒むことに相当な理由があるかにつ
いて十分な調査・検討が行われたものとは認めがたい。

したがって、そのような状況の下、処分庁が、請求人の[]は次官通知第4に規定す
る「民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者」であるとして、その扶養を保
護に優先させ、生活保護法第4条第2項の規定により、同居しようとしないう請求人に
ついて、保護の要件を欠くものとしてなされた本件処分は妥当とは認められない。

3 結論

以上のとおり、本件処分は違法又は不当であり、請求人の主張は理由があるものと
認め、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、
主文のとおり裁決する。

平成18年12月15日

宮城県知事 村井嘉浩

